

現 場 説 明 書

一般的事項 1

平成27年4月1日改正

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」(平成24年1月24日付第201100158002号県土整備部長通知)とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。)を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 鳥取県暴力団排除条例(平成23年3月鳥取県条例第3号)に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
 - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
 - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等(技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。)は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」(平成26年10月3日付第201400102617号県土整備部長通知)の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領」(平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知)第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者(共同企業体として落札した場合にあっては、そのすべての構成員とする。)は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者(県内に本店を有する者をいう。以下同じ。)と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」(平成16年3月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知)に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

現 場 説 明 書

一般的事項 2

4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

5 建設資機材の使用について

(1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。

(2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

(3) 建設機械の使用について

1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力をを行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

(4) ダンプトラック等による運搬について

1) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(5) 工事請負代金額500万円以上の工事については、工事完了後に鳥取県資材集計システム（<http://db.pref.tottori.jp/ShizaiSyukei.nsf/>）の登録を行い、監督員に承認を得ること。

6 リサイクルの促進について

建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

現 場 説 明 書

特記事項 1

平成28年9月20日以降適用

仕様書	① <u>(決裁時点)</u> で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況はhttp://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147を参照すること。
	① <u>(他工事等との調整)</u> _____については、_____と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ② <u>(部分完成、着工保留)</u> _____については、_____まで _____ [すること、しないこと]。 ③ <u>(施工時間)</u> 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：00～17：00）を見込んでいる。 _____の施工時間は、_____～_____とする。 ④ <u>(余裕期間設定工事)</u> 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。 ⑤ <u>(鋼材の調達の遅れによる工期の延長)</u> この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰す ることができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、 その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
工程	① <u>(用地、物件等未処理)</u> 本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工 を行うこと。 なお、_____頃_____の予定である。
用地関係	① <u>(埋設物等の事前調査)</u> 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、[未調査・調査済み]である。 ② <u>(支障物件)</u> _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ② <u>(立木の置き場所)</u> 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。
支障物件	① <u>(低騒音型・低振動型建設機械)</u> 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があ るので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土 交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____
公害対策	① <u>(交通安全施設等)</u> 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及 び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別 途協議すること。 交通誘導員A _____人（交替要員〔有り・無し〕）_____日 合計 _____人 交通誘導員B _____人（交替要員〔有り・無し〕）_____日 合計 5人
安全対策	警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は 以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に關す る規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に從事する者で、交通誘導警備業務に係る1級 検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A 以外の交通の誘導に從事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全 教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。

現 場 説 明 書

特記事項 2

濁水処理 建設副産物の処理	① (濁水処理)	工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難い場合は別途協議すること。
	【建設発生土 (処理)】	建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。
	① (他工事等流用)	建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。なお、処理費として 1m³ 当り _____ 円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とするこ と。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m²以上)
	② (建設技術センター)	建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。なお、処理費として 1m³ 当り _____ 円を支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とするこ と。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m²以上)
	③ (民間残土受入地)	建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。なお、処理費として 1m³ 当り _____ 円を支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とするこ と。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m²以上)
	【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材 (処理)】	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。 その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。
	④ (分別解体等)	コンクリート塊 1m³ 当り _____ 円 アスファルト塊 1m³ 当り _____ 円 建設発生木材 1m³ 当り _____ 円
	⑤ (他工事等流用)	[Co雑割材・] は、 _____ 市・町・村 _____ 地内 _____ 工事で使用するも のとする。
	⑥ (再資源化施設へ搬出)	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する 場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを發行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	(施設の名称・ 受入れ費用)	コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km) 、費用 1t 当り _____ 円 アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km) 、費用 1t 当り _____ 円 建設発生木材 _____ 日野 市・町・村 _____ 貝原 地内の _____ (株) 赤松産業 (運搬距離 22.1 km) 、費用 1m³ 当り 4,300 円 その他 (プラスチック) _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km) 、費用 1t 当り _____ 円
	(受入れ時間帯)	8時～17時 (平日)
	(受入れ条件)	ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm 以下、長さ _____ m 以下 であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質 (廃油等) を含まないこと。
	⑦ (木材市場等へ売却)	建設発生木材は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し _____ 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではな いが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。
	⑧ (最終処理等)	_____ については、 _____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運 搬距離 _____ km) を想定し、その費用として 1t 当り _____ 円を見込んでいる。 これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。
	⑨ (産業廃棄物の処理に係る税)	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円見込んでいる。

現 場 説 明 書

特記事項 3

⑩ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
建設副産物の処理	建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 
	建設発生木材搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑪ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

① (建設発生土の使用)

_____工事から【本工事運搬・相手方運搬】の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。

② (再生資材の使用)

- ア Co雑割材は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。
- イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。
- ウ 再生クラッシャラン〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。
- エ 再生コンクリート砂〔規格：RS-_____〕は、使用箇所：_____に使用する。
- オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。
- カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。

① (農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」(平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知)に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。

仮設道路

① (自社施工)

本工事においては、_____工(_____工を除く)のうち少なくとも_____千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。

② (工事名称)

工事標示板に記載する名称は、小原建設発生土受入地造成工事(工事用道路)とする。
なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③ (景観評価)

- ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である。ではない〕。
- イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

その他

現 場 説 明 書

特記事項 4

③ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象とする・しない。工事成績評定の対象外とするのは、（公財）鳥取県建設技術センター発注工事であるため。

ア (維持工事)

本工事は、評定要領第2イの鳥取県の管理する道路・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるもの）を除く。）する工事（年間を通じて行う維持管理、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理）

イ (災害復旧工事)

本工事は、評定要領第ウの災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

ウ (機器の納品、部品取替等工事)

本工事は、評定要領第2エの機器の納品、部品取替等の工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）

エ (工事目的物の設置を伴わない工事)

本工事は、評定要領第2オの工事目的物の設置を伴わない工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬等）

⑤ (監督体制)

本工事の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。

なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、（対象工事の区分を記載）工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別：_____技能士、該当工種：_____工、仕様書根拠：1— 頁

イ 技能士種別：_____技能士、該当工種：_____工、仕様書根拠：1— 頁

ウ 技能士種別：_____技能士、該当工種：_____工、仕様書根拠：1— 頁

⑧ (電子納品)

受注者が電子納品の適用を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とすることができます。

この場合、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

⑨ (情報共有システム)

予定価格8千万円以上の工事は、原則として情報共有システム（以下「システム」という。）を利用することとする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

予定価格8千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができます。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用について、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑪ (その他)

当該工事で掘削した土砂は盛土で流用する他は、現場内に仮置きすること。仮置き位置は監督員と協議し、決定する。

工事用道路内に日南町発注の水道管の敷設及を行う予定である。盛土区間は将来的には盛土を撤去し、現道高さにすりつけする予定であるため、県道交差点～No.6+6の水道管の敷設は、盛土前の現道内に7月に敷設予定である。また、No.6+6～No.18の水道管の敷設は、当該工事での掘削完了後9月に敷設予定である。また、当該工事の掘削・盛土が完了後、建設技術センターが側溝敷設及び舗装工事を発注し、日南町貯水槽の設置のための造成工事を実施する予定である。関係機関と連絡調整を行い、円滑に進めること。

そ
の
他

現 場 説 明 書

特記事項 5

県道交差点付近の田畠は、将来的には土砂を撤去し返還する予定であるため、シートを敷設し、耕作面を乱さないように、注意して盛土すること。

法面工の防草シート張位置は地権者と現地確認を行い、位置を決定する予定である。その結果、数量が変更となった場合、変更契約の対象とする。

⑫ (発生木材)

施工地内の立木については、本工事で伐採・処分することとしているが、売却可能な場合は、建設技術センターが売却することとなるため、監督員の指示を受けること。

⑬ (伐木費用と現場条件について)

準備として伐木費用を計上しているが、現場条件と適合しない場合、設計変更の対象とするので、必要に応じて協議すること。

みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

はじめて働く職人が報われるために



【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に約11.8%、平成26年2月には約6.6%、平成27年2月には約3.5%、また、平成28年2月には約4.4%引き上げ、平成24年度に比べ約28.2%の上昇となりました。

技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

元請による下請への指導（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
 - 遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
 - 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認できない作業員の現場入場を認めないとすべき
- (社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要)

請負契約における法定福利費の確保（標準見積書の活用）

- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- 元請 ➤ ➤ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう
- 下請 ➤ ➤ 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成 25 年 11.8%、平成 26 年 2 月に 6.6%、平成 27 年 2 月に 3.5%、平成 28 年 2 月に 4.4% 引き上げられ、平成 24 年度に比べ約 28.2% の上昇となりました。主要 10 職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職種	単価(円)				
	H24.4	対 H24.4 比	対 H25.4 比	対 H26.2 比	対 H27.2 比
		H25.4		H26.2	
特殊作業員	13,800	10.9%	3.9%	1.3%	5.6%
		15,300	15,900	16,100	17,000
普通作業員	10,800	11.1%	4.2%	1.6%	8.7%
		12,000	12,500	12,700	13,800
軽作業員	9,500	14.7%	3.7%	0.9%	6.1%
		10,900	11,300	11,400	12,100
とび工	15,000	12.0%	7.1%	5.0%	5.3%
		16,800	18,000	18,900	19,900
鉄筋工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%
		16,700	17,900	18,800	19,800
運転手(特殊)	12,900	10.9%	3.5%	1.4%	5.3%
		14,300	14,800	15,000	15,800
運転手(一般)	11,100	10.8%	4.9%	1.6%	6.1%
		12,300	12,900	13,100	13,900
型わく工	14,600	12.3%	7.3%	5.1%	5.4%
		16,400	17,600	18,500	19,500
大工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%
		16,700	17,900	18,800	19,800
左官	14,200	12.0%	7.5%	5.3%	5.6%
		15,900	17,100	18,000	19,000

【公共工事設計労務単価とは？】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 51 職種について定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

- | | | |
|-----------|------------------------|--------|
| 1. 基本給相当額 | 基本給（法定福利費本人負担分相当額を含む。） | 及び出来高給 |
| 2. 基準内手当 | 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など | |
| 3. 臨時の給与 | 賞与（ボーナス）など | |
| 4. 実物給与 | 通勤定期や食事の支給など | |

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。

【例】普通作業員（13,800 円／日、20 日／月勤務）の場合

月当たり $13,800(\text{円}/\text{日}) \times 20(\text{日}) = 276,000 \text{ 円}$ となり、これは上記枠内の 1. ~ 4. により算定した年収（3,312 千円）を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約 15%）が含まれています。

公共工事設計労務単価と法定福利費

— 適正な金額での下請契約のために —

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。

なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出に当たっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（H28. 2. 12 時点）

■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
			労務費	器具及び諸雑費	
鉄筋工 ※1	D10～D51	t	55,000 円 (100.0%)	53,570 円 (97.4%)	1,430 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛m ²	2,991 円 (100.0%)	1,684 円 (56.3%)	1,307 円 (43.7%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	m ²	6,184 円 (100.0%)	5,028 円 (81.3%)	1,156 円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H 4 歩掛の構成比率から算定。

※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

注) 下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が

必要です。

■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
		うち労働者負担分 法定福利費		
鉄筋工	55,000 円/t	53,570 円/t	8,188 円/t	9,098 円/t
足場工	2,991 円/掛m ²	1,684 円/掛m ²	257 円/掛m ²	286 円/掛m ²
型枠工	6,184 円/m ²	5,028 円/m ²	768 円/m ²	854 円/m ²

◎労働者負担分の算定式 労務費 × 152.84 ÷ 1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費 × 169.84 ÷ 1,000

※H27. 10. 1 時点の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒ ①(単価) + ③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒ ②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取県県土整備部技術企画課

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針

(目的)

第1条 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）は、鳥取県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）において、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を定めることにより、県発注工事の生産性向上、元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図るとともに、担い手の育成及び確保を促進し、もって地域の安全・安心を担う建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針（別表2及び3を除く。）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 元請負人 県発注工事を県から直接請け負った者をいう。
- （2） 下請注文者 県発注工事に係る全ての下請契約の注文者をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人及びこれに続く全ての下請契約の注文者をいう。
- （3） 下請負人 県発注工事に係る全ての下請契約の請負人をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人からその工事の一部を請け負った者及びこれに続く全ての下請契約の請負人をいう。

(県の責務)

第3条 県は、第1条に定める目的の実現に向けて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）をはじめとする関係法令等に基づく措置を適切に講じなければならない。

(下請注文者及び下請負人並びに元請負人の責務)

第4条 下請注文者及び下請負人並びに元請負人は、品確法第8条及び建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27の規定等を考慮して、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付建設省経構発第2号）に示された就労環境・雇用条件等の改善及び適正な施工体制の確立を図るために必要な措置等のほか、次の各号に掲げる事項について真摯な対応に努めなければならない。

- （1） 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないという建設業法第19条の3の規定の趣旨に沿って、各々の対等な立場における合意に基づき、担い手育成及び確保の観点から、少なくとも当該下請契約に該当する部分の県の設計に計上された直接工事費相当額及びこれに必要な法定福利費を確保するとともに、労働安全衛生の確保に必要な費用を含む間接工事費及び企業の経営上必要となる費用を加えた金額が確保された請負契約を締結すること。
- （2） 使用する建設労働者の賃金について、公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保すること。
- （3） 事業所として雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）等の適切な保険に加入し、保険料を適正に納付するだけではなく、施工現場に従事する全ての建設労働者についても適切な保険に加入させること。
- （4） 長時間労働の縮減及び計画的な休暇取得の推進、育児又は介護のための休業制度の整備等、使用する建設労働者の仕事と家庭との両立が可能な環境及び制度を整えること。
- （5） 技術及び技能の向上により仕事に対する意欲及び充実感を高めるため、公的助成制度を活用する等により研修又は訓練を実施し、若しくは表彰制度を整えること。

(6) 元請負人は、請け負った県発注工事における全ての下請負人に対して、本文及び第1号から前号までについて指導及び助言その他の援助を行うこと。

(下請次数の制限)

第5条 元請負人は、請け負った県発注工事（建築一式工事等建築・營繕系工事を除く。）の一部について下請契約を締結して施工しようとするときは、その下請の次数を2次までとしなければならない。ただし、特段の理由があり、あらかじめ当該県発注工事を監督する県の監督員（以下「監督員」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする場合は、別表1に留意して協議書を作成し、これを監督員に提出しなければならない。

(下請負人の選定)

第6条 下請注文者は、下請負人を選定するに当たっては、次の各号に規定する全てを満たす者の中から選定しなければならない。

(1) 県発注工事の施工に関し、建設業法に違反する者ではないこと。

(2) 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づく入札参加制限を受けている有資格者でないこと。

(3) 元請負人の直接契約締結する相手方は、社会保険等又は国民健康保険等の適切な保険に加入している者（以下「保険加入者」という。）であること。なお、下請注文者（元請負人を除く。）においても、直接契約締結する相手方は保険加入者からの選定に努め、やむを得ず未加入者を選定する場合は、元請負人は契約に先立って早期に適切な保険への加入手続を進めるよう指導しなければならない（この場合、社会保険等適用除外者に対する社会保険等への加入の指導又は現場からの排除といった過誤がないよう、十分に注意すること。）。

(4) 下請注文者（下請の数次が2次までの下請注文者に限る。）が契約締結する相手方は、県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）であること。ただし、特段の理由があり、元請負人があらかじめ監督員の承認を受けた場合は、県外に本店を有する者とすることができます。

(5) 前号ただし書の規定による場合にあっても、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済振興又は雇用の確保に当たって貢献している者（以下「県外貢献業者」という。）であること（前号の承認の際に、特段の理由があり県外貢献業者に限定しないことの承認を受けた場合を除く。）。

2 前条第2項の規定は、前項第4号ただし書の規定による承認に準用する。

(下請契約の締結に当たっての遵守事項)

第7条 下請注文者は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たって、次の各号の規定を遵守しなければならない。

(1) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっては、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、第4条第1号に規定する金額が確保された請負契約の締結に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議すること。

(2) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっての見積は、建設業法第20条第1項の規定の趣旨を尊重するとともに、下請注文者は下請負人に対して法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を書面により求め、提示された場合はこれを尊重するよう努めること。

(3) 県発注工事に着手する前に、建設工事標準下請契約約款（平成22年7月26日中央建設業審議会決

定) 又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、元請負人には別表2の条項を、元請負人以外の下請注文者には別表3の条項を追加して記載した書面により下請契約を締結すること。

(4) 下請注文者は、下請契約締結前に「下請契約遵守事項報告書」により、その契約手続等の適否を確認すること。

(5) 元請負人は、県に対して、下請契約締結の日（元請負人を除く下請注文者の行った下請契約締結を含む。）の翌日から起算して20日以内に建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳及び施工体系図の写し並びに同法施行規則第14条の2及び同規則第14条の4に規定する添付書類並びに別に県が添付を求める書類及び前項に定める「下請契約遵守事項報告書」（元請負人を除く下請注文者分は写し）を提出すること。

（帳簿書類等の備付け）

第8条 元請負人は県発注工事ごとに前条第5号で提出した書類等を現場に備え付け、次条第1項及び第4項、その他必要に応じて実施する県の調査等に協力しなければならない。

（確認、指示等）

第9条 県は、この指針の適正な施行を確保するため、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成16年3月11日付管第2313号鳥取県国土整備部長通知）に基づく現場実態調査により、県発注工事の現場に立ち入り、指針の施行状況を調査するものとする。

2 県は、元請負人に対してこの指針の遵守を求めるとともに、下請負人においてもこの指針の遵守が確保されるよう、元請負人に対して、下請負人に対する指導、是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

3 下請負人は、元請負人から前項に規定する指導を受け、又は是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう求められたときは、これに誠実に対応しなければならない。

4 県は、元請負人又は下請負人がこの指針に定める事項に違反し又は違反しているおそれがあり、県発注工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認められるときは、元請負人又は下請負人の本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所に立ち入り、帳簿その他の物件の調査を求めるものとする。

附 則

この指針は、平成27年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。ただし、第6条第1項第3号の規定は、同年7月1日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成27年11月20日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第1項第3号の改正規定並びに様式第1号（第7条関係）中のNo.3の改正項目及び記入要領4の改正規定は、平成27年12月31日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事にあっては、なお従前の例による。

別表1（第5条関係） 下請制限除外に係る協議書作成要領

下請制限除外について協議するに当たっては、下記に留意すること。

当該協議書様式は、工事に関する協議書等取扱要領（平成11年10月5日付管第435号鳥取県土木部長通知）に定める受注者発議用「工事に関する承諾・協議書」を活用して差し支えない。この場合は、「承諾協議事項」欄に下記2の記載事項を記載すること。

1 監督員との協議者

監督員に対する協議者は、元請負人に限る。例えば、2次下請業者を選定するに当たって県外業者を選定しなければならない特段の理由がある場合は、1次下請業者は元請負人に協議し、これを受けた元請負人が監督員に協議するものとする。

2 協議書記載事項

（1）協議事由

記載例：鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（第5条第1項・第6条第1項第4号・第6条第1項第5号）に基づき、下請制限の除外（次数制限・県内業者優先選定・県外貢献業者優先選定）を協議します。

（2）協議理由

注意：下記3に留意して、客観的かつ具体的に協議理由を記載すること。

（3）下請工事の内容

（4）下請負人予定者

3 協議理由記載に当たっての留意事項

該当条項	協議理由記載に当たっての留意事項
第5条第1項 (次数制限)	<p>1 当該下請施工しようとする工事が、次数制限を超える重層下請による方法でしか施工できない客観的かつ具体的な理由を記載すること。</p> <p>2 制限次数内で並列的に下請を出す方法では施工できず、直列的な重層下請による方法でしか施工できない等の理由を示すこと。</p> <p>* 次数制限の解除がやむを得ないと認められる場合の例としては、トンネル工事のような大規模なもので、県内業者では技術的に施工できない内容の専門工事を1次下請として出す必要があり、当該下請工事の内容中に当該工事を請け負った業者が技術的に施工できず、かつ、1次下請発注においては分離し難い内容の専門工事が含まれる場合で、2次下請においても同様の事情が生じるもの等が考えられる。</p> <p>* なお、次の例のように、適正に施工管理を行っていれば回避ができるようなものを理由とすることは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none">・自社の手持ち工事量が多い。・契約中の下請負人の中に、当該工事について施工能力を有する者がない。
第6条第1項第4号 (県内業者優先) 第6条第1項第5号 (県外貢献業者優先)	<p>1 下請施工しようとする当該工事に関して、県内業者・県外貢献業者に施工させることができない客観的かつ具体的な理由を記載すること。</p> <p>2 県内業者・県外貢献業者では技術的に施工できない特殊で専門的な工事又は県内業者で施工できても工程的に間に合わない等の特段の理由を示すこと。</p>

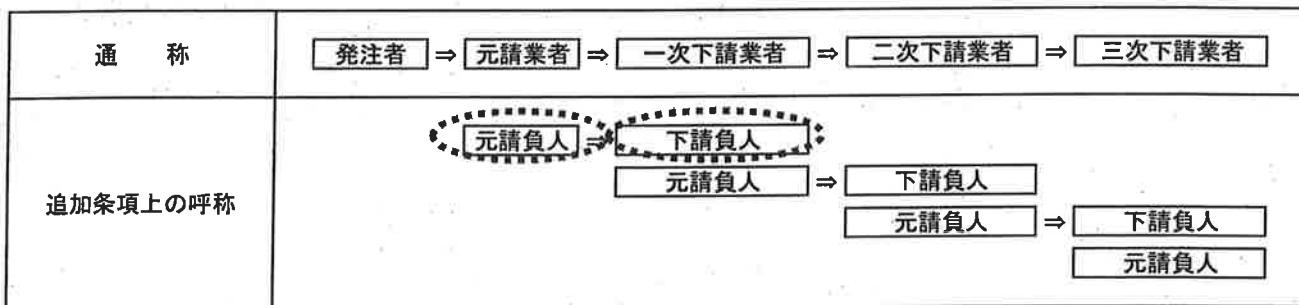
【1次下請用】

(県発注工事を県から直接請け負った元請負人が下請契約を締結する場合用)

(鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守)

- 第 1 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。
- 2 元請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県から是正の指示があった場合は、速やかに是正するものとする。
- 3 下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、元請負人から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。
- 4 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に關係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県に協力するものとする。
- 5 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表2における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注：点線で囲まれた元請負人と下請負人との間での下請契約においてのみ、本書条項を追加してください。
これ以外の下請契約においては、別表3の追加条項を追加してください。

【2次下請以下用】

(下請負人が元請負人として下請契約を締結する場合用)

(鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守)

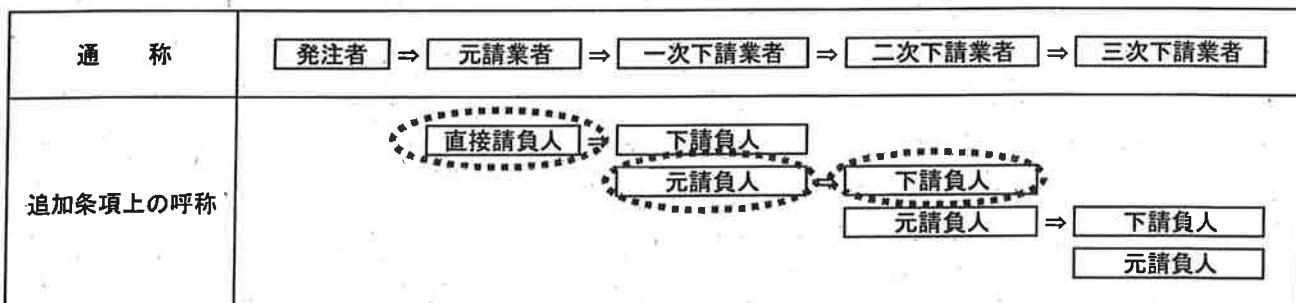
第 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

2 元請負人及び下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県からこの契約の基となった県発注工事を直接請け負った元請負人（以下「直接請負人」という。）から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。

3 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に關係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県及び直接請負人に協力するものとする。

4 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表3における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注：上記表の通称欄の一次下請業者と二次下請業者間の下請契約（この場合、追加条項上の呼称欄では、一次下請業者が元請負人に、二次下請業者が下請負人になる。）、又は二次下請業者と三次下請業者間の下請契約など、元請業者と一次下請業者間の下請契約以外の下請契約において、本書条項を追加してください。
なお、追加条項上の直接請負人とは、通称欄の元請業者に該当します。

報告書提出年月日 平成 年 月 日
 報告書作成年月日 平成 年 月 日

下請契約遵守事項報告書

(報告書作成者:当該下請工事における下請注文者)

商号又は名称

代表者氏名

印

下請負人の商号又は名称:

No.	項目	はい	いいえ	「いいえ」の理由
1	下請契約の締結に当たり、指針第4条第1号に規定する金額が確保されるよう努めた。			—
2	指針第5条第1項(次数制限)に違反する下請契約ではない。			—
3	指針第6条第1項第3号(保険未加入者との一次下請契約締結制限)に違反する下請契約ではない。			
4	指針第6条第1項第4号(県内業者優先)及び第5号(貢献県外業者優先)に違反する下請契約ではない。			—
5	指針第7条第1号の規定に基づき、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書(金入り)等を参照し、適正な価格での契約に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議した。			—
6	指針第7条第2号の規定に基づき、下請予定者に対して、法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を書面により依頼し、標準見積書が提示された場合はこれを尊重した。			
7	指針第7条第3号の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、指針別表2又は3に掲げる条項を追加して記載することとしている。			—

〔記入要領〕

- 1 下請注文者は、当該県発注工事に係る全ての下請契約締結前に、その手続等の適否について、上記項目により確認すること。
- 2 確認項目中、「いいえ」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。
- 3 確認項目No.2及び4について、元請負人が監督員から特段の理由がある場合の承認を受けている場合は「はい」とすること。
- 4 確認項目No.3及び6について、「いいえ」となることが認められるためには、No.3においては2次以下の下請契約を締結する場合、No.6においては標準見積書の作成を依頼しているにも関わらず下請負人が作成しない場合など、合理的な理由が必要である。
- 5 元請負人が下請契約を締結したときは、下請契約締結日の翌日から起算して20日以内に施工体制台帳等の写し及びこれの添付書類とともに本書を県に提出すること。
また、元請負人以外の下請注文者が下請負契約を締結したときは、元請負人に対して遅滞なく再下請負通知書及びこれの添付書類とともに本書を提出し、それを受けた元請負人は、その写し等を当該下請契約締結日の翌日から起算して20日以内に県に提出すること。
- 6 1から5の要領は、変更契約時も同様とする。